■接見妨害国賠訴訟(確定勝訴事件)状況■

(提訴順。2023年10月1日現在)

				(旋訴順。2023年10月1日現在)
事案発生	当事者(原被告等)	提訴年月日	提起内容	原生分離上の建ポ原田亜 島
都道府県		確定判決 年月日	訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
大阪府	原告:杉山彬(弁) 被告:大阪府	S40.11.8 S55.3.14 (大阪高判)	訴提起(請求額:20万円) 原告勝訴確定(国に対して 10万円認容)	大阪府布施署で接見を申し入れたところ、司法警察職員が応対し、指定権を行使して接見に関し日時等の指定をせず、具体的指定書の持参を要求するのみで、4時間にわたり侮辱的発言を浴びせ、また暴行を加えて負傷せしめ、接見を拒否。
富山県	原告:浅井正(弁) 被告:国及び富山県	S48.10.8 H3.5.10 (最判)	訴提起(請求額:100万円) 原告勝訴確定(国に対して 5万円認容)	接見を申し入れたところ、指定要件がないのに拒否されたため、準抗告申立てをなし認容された(書類・物の授受拒否もあり)(接見申入れ場所は富山県魚津警察署)。
北海道	原告:太田勝久(弁)被告:国	S60.6.18 H5.5.19 (札幌高判)	原告勝訴確定(60万円認	代用監獄札幌方面白石警察署で接見を申し入れたところ、方式問題、指定時間の問題等をめぐり、数回にわたり接見妨害・接見拒否をされた。加えて準抗告の認容決定があったにもかかわらず、なお指定書持参の方式を強要した。
福岡県	原告:上田國廣(弁)被告:国	S61.3.10 H12.2.22 (最判)	訴提起(請求額:200万円) 原告勝訴確定(30万円認 容)	代用監獄博多警察署において接見妨害を受け、 準抗告の認容決定があったにもかかわらず、な お指定書持参の方式を強要した。
福岡県	原告:尾崎英弥(弁)及び田邊匡 彦(弁) 被告:福岡県及び担当警察官		訴提起(請求額:各々50万円、計100万円) 原告勝訴確定(10万円認	代用監獄福岡県八幡警察署にて逮捕後勾留前 の被疑者に接見を申し入れたが、接見時間をこと さら遅滞させたり警察官が弁護士を署外へ排除し たりした。
京都府	原告:若松芳也(弁) 被告:国	S61.7.14 H元.5.16 (京都地判)	訴提起(請求額:20万円) 原告勝訴確定(全額認容)	接見指定の要件がないにもかかわらず、具体的 指定書の持参を要求され、接見を拒否された(代 用監獄での接見申入時間は午前8時40分頃、検 察官は午前9時30分からの指定をなし、指定書持 参を要求)。
福岡県	原告:江上武幸(弁) 被告:福岡県及び刑事課長	S61.12.23 H5.11.16 (福岡高判)	原告勝訴確定(5万円認	任意取調べ中の被疑者との接見を妨害拒否した。
愛知県	原告:伊神喜弘(弁) 被告:国及び愛知県	S62.1.13 H5.5.27 (名古屋高 判) H12.3.17 (最判)	訴提起(請求額:100万円) 原告勝訴確定(対国)(国 に対して12万円認容) 原告敗訴確定(対県)	午前8時40分頃代用監獄愛知県警察本部留置場に接見に赴いたところ、指定の要件がないのに指定書持参を要求され、準抗告も「拒否ではなく方式の問題にすぎない」として棄却された。やむを得ず指定書を受け取って接見に赴くも釈放後で接見できなかった。
福島県	原告:佐々木廣充(弁) 被告:国	S62.1.17 H5.4.27 (仙台高判)	原告勝訴確定(40万円認	代用監獄福島警察署の留置場において、接見指定の要件がないにもかわらず、指定書持参がないとし接見を拒否され、準抗告も当初の3回は棄却、4回目の準抗告で取り消された。
福島県	原告:齊藤正俊(弁) 被告:国	S62.1.17 H5.4.27 (仙台高判)	原告勝訴確定(20万円認	代用監獄福島警察署において、接見指定を口頭で受け、接見中指定書持参方式に従わない(接見後指定書を取りに来いと検察官は要求)として接見を途中で中止させられた。
愛知県	原告:伊神喜弘(弁) 被告:国及び愛知県	S62.6.5 H6.8.26 (名古屋高 判) H12.3.17 (最判)	斯提起(請求額:120万円) 原告勝訴確定(対国)(国 に対して12万円認容) 原告敗訴確定(対県)	現に指定の要件がないときに、代用監獄の係員 より一旦許可されたが、接見中に指定書がないこ とを理由に被疑者を接見室から連れ出され、接見 を終了させられた。

事案発生		提訴年月日	提起内容	
都道府県	当事者(原被告等)	確定判決 年月日	訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
千葉県	原告:被疑者1名 被告:千葉県	S62.9.16 H3.1.28 (千葉地判)	原告勝訴確定(100万円認	逮捕当日、取調ベ中との虚偽の理由で接見拒否 した上、午後7時に至り執務時間外との理由を附 加して接見拒否された。
埼玉県	原告:幣原廣(弁)被告:国	S62.12.24 H8.3.8 (最判)	訴提起(請求額:100万円) 原告勝訴確定(20万円認容)	指定の要件がないのに、指定書を持参しない限り 会わせられないとして、接見拒否された。
奈良県	原告:川下清(弁) 被告:国及び検察官	S63.10.8 H5.10.28 (大阪高判)	原告勝訴確定(30万円認	昭和60年10月、原告からなされた2名の被疑者(A)、(B)に対する接見申込みに対し、①(A)具体的指定書の持参良来をなした上、代用監頭奈良西警察書から奈良地方検察庁までの出頭同様の方式を強要された。なおこの時点でしいても同なく指定の要件はなかった。②(B)具体的指定書の持参要求をなした上、代用監獄奈良警察はなく指定の要件はなかった。②(B)具体的指定書の持参要求をなした上、代用監獄奈良警察がら、奈良地方検察庁までの出頭を要求された。弁護人選任届用紙、弁護人の名刺、①事件の準抗告申立書及び報告書の写しの授受についても同様の方式を強要された。③①②についても同様の方式を強要された。③①②についても見及び書類等の授受禁止処分に対する準抗告で、奈良地方裁判所は原告を救済した。④(B)救済決定後の接見及び書類の授受についてもなお妨害行為を継続した(この点が当該検察官個人をも被告とした主たる理由である)。
三重県	原告:鈴木顯蔵(弁)及び藏冨恒 彦(弁) 被告:国及び検察官	S63.12.2 H7.9.28 (最判)		①昭和63年11月22日の時点で、2名の弁護人が接見の申入れ、終日再三にわたり指定するか否かについて協議を電話でなしたが、検察拒否といる表である。そのため、夕刻接見拒否。②中立は改善を求めて準抗告の申立てを行った。②中立人がたまたま原告藏富のみであったところ、蔵富についてのみファクシミリで接見準抗会に、③の申立らされなかった原告は指定に関する協議をくなさないまま、一方的に22日午後1時59分原告命木に対する具体的指定は祭日であった。⑤後日の調査で22日には具体的な取調べはなく、指定の要件がそもそも存在しないことが護活動としての要件がそもそも存在しないことが調活動としてのの要件がそもそも存在しないことが調活動としてのの要件が記提起後に、弁護人の弁護察官とびは、弁護についてもらなお、訴国賠訴訟の提起に対し、検察官といるもに訴訟(第2次)を提起した。
大阪府	原告:中道武美(弁) 被告:国及び検察官	H元.2.3 H4.6.12 (大阪地判)	原告勝訴確定(10万円認	昭和63年5月、検察官に対し接見の申入れをしたところ、ファクシミリでの具体的指定書の送信を強要され、指定の要件がありえない場合であったので、その旨抗議すると協議を一方的に打ち切り、その後、代用監獄大阪府港警察署で直接接見の申入れ及び弁護人選任届の授受の要求をするも、具体的指定書の持参がないことを理由に、いずれも拒否された。
千葉県	原告:梶山公男(弁) 被告:国及び千葉県	H2.5.30 H9.9.26 (東京地判)		千葉県大原署、茂原署に留置された被疑者との接見に関し、指定書の不持参、検察官の事前の同意のないこと、弁選が地検に提出されていないこと等を理由に接見拒否、接見制限のなされた事案。また、被疑者に対し、原告を解任するように働きかけた。

市安& 4		提訴年月日	提起内容	
事案発生都道府県	当事者(原被告等)	確定判決 年月日	訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
東京都		H3.5.9	訴提起(請求額:原告A、 内田に各100万円)	デモに参加していた被疑者は、東京都公安条例 違反の容疑で逮捕された。被疑者に接見しようと した弁護士が実力で阻止され、初回接見が妨害
	182 H 17177 H	H12.6.13 (最判)	上告勝訴確定(原判決破棄、原告A:10万円、内田: 8万円認容)	された。午後4時30分頃から午後6時にかけて再 三接見を申し入れたが、警備課長が翌日午前10 時以降に指定した。
広島県	原告: 胡田敢(弁) 被告: 国及び広島県	H4.4.22		原告は代用監獄に拘置されていた被疑者の弁護 を引き受け、午後0時45分ころ被疑者拘置中の警察署に赴き30分間の接見を求めたところ、警察官
			上告勝訴確定(国に対し て1万円認容)	宗者に起さるの方面の接見を水のたこころ、言宗官に照会された検察官は「午後1時から取調べ予定がある」との理由で時間調整の検討をせず接見を拒否した。
岐阜県	原告:尾関恵一(弁)	H5.12.28	証拠保全申立て	当番弁護士として代用監獄で面会中、留置係長
	被告:岐阜県	H6.2.25 (岐阜地決)	同決定	に盗聴された。
東京都	原告:長谷川直彦(弁) 被告:東京都	H5.6.16		被疑者の起訴後に弁護人として相弁護人と共に警視庁に接見に赴いたが、捜査官(警察官)から
		H7.3.28 (東京地判)		法令上の根拠、合理的根拠なく弁護人2人一緒の 接見は認めないとして接見の妨害を受けた。
香川県	原告:荻原統一(弁)及び桑城秀 樹(弁) 被告:国	H7.8.8	訴提起(請求額:各原告に 30万円)	公訴提起後の接見を、検察官からの何らかの指示により刑務官が妨害した。
		H8.7.15	国が請求を認諾	
東京都	原告:伯母治之(弁)及び児玉晃 ー(弁) 被告:国		訴提起(請求額:1862万 1000円)	伯母弁護士のケースは、検察官が代替期日の指定もせず取調べ予定を理由に接見を拒否し、裁判官が明白な違された。別で進せれた表記した。
	(牧古·国	H14.3.27 (東京高判)	原告勝訴確定(伯母のみ 25万円認容、その余棄却)	制官が明白な違法を看過して準抗告を棄却した。 児玉弁護士のケースは、検察官が指定の要件も ないのに、3度にわたって接見指定をなした。
東京都	原告:佃克彦(弁) 被告:国	H9.5.21		別件で起訴、勾留中に、任意の取調べを理由に 接見を妨害した。
		H11.3.23 (東京地判)		
岐阜県	原告:美和勇夫(弁) 被告:国	H10.8.26	訴提起(請求額:50万円)	裁判所構内で文書の授受を申し入れたところ、裁 判官が接見禁止決定を理由に拒否した。
		H16.6.10 (最判)	原告勝訴確定(30万円認 容)	TION ISSUME PROCESSION OF THE OFFICE OFFICE OF THE OFFICE
大阪府	原告:高見秀一(弁)及び岡本栄 市(弁) 被告:国	H10.12.25	1000万円)	拘置所に在監中の被告人との間の信書を拘置所 が校閲し、かつその要旨を記録化して保存した。 さらに検察官がこれを照会し、拘置所より回答を
	IX C . E	H12.5.25 (大阪地判)	原告勝訴確定(各原告に 100万円認容)	得て、裁判所に対し、接見禁止請求の資料などとして提出した。秘密交通権を侵害するもの。
大阪府	府 原告:篠原俊一(弁) H10.12.25 訴提起(請求額 被告:大阪府	訴提起(請求額:150万円)	労働事件の被疑者に接見する目的で警察署敷地 内に入ろうとしたところ、入口付近で警察官が立 入禁止を理由に敷地内への立入りを実力で阻止	
		H13.2.23 (大阪地判)	原告勝訴確定(40万円認 容)	するという接見妨害を行い、さらに敷地内に入ろうとした原告を押し戻し、転倒させた。
東京都	原告:福山洋子(弁) 被告:東京都	H11.10.26		代用監獄勾留中の被疑者との接見につき、捜査 担当者と推定される権限を全くもたない警察官が
		H12.10.10	和解(東京都は、捜査留置業務分離原則を定めた被疑者留置規則の昭和55年3月13日改正(同年4月1日施行)の趣旨を周知徹底し、弁護人からの接見申出に対し速やかな接見が実現するよう努める。)	

事案発生		提訴年月日	提起内容	
都道府県	当事者(原被告等)	確定判決 年月日	訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
大阪府	原告:後藤貞人(弁) 被告:国	H14.11.25 H19.4.13 (最判)	訴提起(請求額:1100万円) 用) 原告勝訴確定(上告不受理、110万円認容)	控訴審において証拠として採用されたビデオテープ(裁判所の許可を得て複製)を再生しながら被告人と打合せを行うため、ビデオテープ再生装置を持参し接見を申し入れたところ、「保安上の観点」を理由に、再生するビデオテープの全部について検閲しなければテープを再生しながら接見することは認められないと拒否された。
千葉県	原告:左近允寛久(弁) 被告:千葉県	H15.12.24 H18.2.28 (東京高判)	原告勝訴確定(原判決を 変更、11万円認容)	任意取調べ中でかつ身柄拘束後初回の接見において、副検事から直ちに接見させるように指示があったにもかかわらず、捜査官が「被疑者の収監等に時間がかかる」などと虚偽の事実を告げて接見を妨害した。
鹿児島県	原告: 井上順夫(弁)ほか10名 被告: 国及び鹿児島県	H16.4.16 H20.3.24 (鹿児島地 判)	訴提起(請求額:各原告に 1100万円) 原告勝訴確定(各原告に 50万円認容)	検察官及び警察官が、選挙違反事件で勾留されていた被疑者・被告人の取調べの際に、弁護人との接見内容を聴取して供述調書化し、これを取調べ請求した。
東京都	原告:宮原一東(弁)及び被疑者 1名 被告:東京都	H16.4.28 H18.11.30 (東京地判)	訴提起(請求額:383万 0230円) 原告勝訴確定(控訴棄却、 宮原:6万円、被疑者:12万 円認容)	交通違反により逮捕された被疑者の初回接見に つき、深夜に及ぶまで接見を求めたが、捜査官が 取調べ中であることを理由に拒否した。なお、本 件では被疑者自身も逮捕の違法性及び弁護人と の接見妨害に対して損害賠償請求をしている。
京都府	原告:永井弘二(弁) 被告:京都府	H17.1.26 H18.11.29 (大阪高判)	訴提起(請求額150万円) 原告勝訴確定(原判決を 変更、20万円認容)	既に起訴されていた事件について、別の事件の 任意捜査として行われていたポリグラフ検査中に 接見を申し出たところ、警察官が「ポリグラフ検査 をしているので待ってほしい」として接見を拒否し た。
広島県	原告:今枝仁(弁)、足立修一 (弁)及び岡野浩巳(弁) 被告:国	H17.8.25 H25.6.21 (最判)	訴提起(請求額:330万円) 原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、岡野:33万円 認容)	検察庁での取調べ中に検察庁での接見(定者国 賠最高裁判決の指摘する面会接見も含む)を求 めたが拒否され、別の期日では検察庁での面会 接見に担当検察官が立会った。
東京都	原告:野辺博(弁) 被告:国	H17.11.5 H18.8.29 (東京地判)	訴提起(請求額10万円) 原告勝訴確定(10万円認 容)	東京拘置所の職員に対して接見受付時間内に接 見を申し出たが、休憩開始までに3分程度しか確 保しなかった。
広島県	原告:久保豊年(弁) 被告:国	H18.3.30 H21.1.14 (広島高判)		被疑者との接見を申し出たが、取調べ中との理由で接見を拒否され、接見調整義務の存在すら 拒否して接見させなかった。
佐賀県	原告:富永洋一(弁) 被告:国	H19.9.28 H22.2.25 (福岡高判)		佐賀少年刑務所に収容中の被告人に対し、被害者へのお詫びの文書を書くための便箋及び封筒を差入れようとしたところ、同刑務所長制定の達示に基づき、佐賀少年刑務所会計課長及び窓口担当に拒否された。

事案発生		提訴年月日	提起内容	
都道府県	当事者(原被告等)	確定判決 年月日	訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
神奈川県	原告:小川光郎(弁)被告:国	H19.10.30	訴提起(請求額:120万円) 和解(東京地方裁判所は、「接見交通権が憲法の保障に由来する重要な権利であることに鑑み、弁護人又は弁護人となろうとする者から裁判所構内における被疑者との接見の申入所則として速やからに接見が実現されるべきものと考え」ると示した。)	
東京都	原告:吉田秀康(弁) 被告:国及び東京都	H19.12.18	訴提起(請求額:333万 1720円)	被告人が留置施設に収容されている間に、弁護人が被告人の所持品の交付を求めたのに対し、 担当検察官が留置担当官に指示し、宅下げを拒否した。
		H23.11.11	和解	
京都府	 原告:谷山智光(弁)及び被疑者 1名 被告:国	H20.6.16	訴提起(請求額:各原告に 330万円)	逮捕勾留された被疑者(当時未成年)の取調べの際、担当検察官が弁護人と被疑者の信頼を破壊する発言を繰り返したことにより、接見交通権
		H22.11.2 (最判)	原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、被疑者:22万 円認容)	が侵害された。
広島県	原告:石口俊一(弁)、武井康年 (弁)及び死刑確定囚1名 被告:国	H20.11.11	訴提起(請求額:330万円)	確定死刑囚から再審請求を依頼されて広島拘置 所で接見を求めたが、立会人なしでの接見を拒 否され弁護権を侵害された。
		H25.12.10 (最判)	原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、各原告に11 万円認容)	
埼玉県	原告:川目武彦(弁)、松山馨 (弁)、高野隆(弁)、鍛冶伸明 (弁)、山本宜成(弁)、白井徹 (弁)及び死刑確定囚(A)1名 被告:国	H21.2.3 H27.8.26 (最判)	円、その他原告に50万円)	拘置所において、原告らが「弁護人になろうとする者」の資格で死刑確定囚との接見を求めたが認めず、一般面会扱い以外での接見を拒絶した。また、再審準備のために接見を申し入れたにもかかわらず、時間を30分に制限した上、接見に係官の立会いを付し、秘密接見交通権を侵害した。
広島県	原告:藤井裕(弁)、 久保豊年 (弁)及び死刑確定囚1名 被告:国	H21.4.30 H26.11.18 (最判)	原告勝訴確定(上告棄却、	確定死刑囚と再審請求手続の弁護人である原告が再審請求の打合せを行うために接見しようとした際に、2回にわたり立会人なしの接見を拒否され秘密交通権が侵害され、また、秘密交通権侵害に基づく国賠訴訟提起のための打合せを行うために接見しようとした際に、立会人なしの接見を拒否された。
佐賀県	原告:富永洋一(弁) 被告:国	H21.5.13 H25.12.19 (最判)	訴提起(請求額:160万円) 原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、55万円認容)	被疑者と弁護人の接見内容について検察官が取調べで供述させて供述調書化し、これの証拠調べ請求をして秘密交通権を侵害した。
愛知県	原告:藏冨恒彦(弁)被告:国	H21.8.10	訴提起(請求額:60万円)	検察庁構内接見の際、いったん副検事が接見を 認めたにもかかわらず、その後事務官によって接 見を拒否された。
		H25.6.25 (最判)	原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、10万円認容)	

事案発生		提訴年月日	提起内容	
都道府県	当事者(原被告等)	確定判決 年月日	訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
愛知県	原告:藏冨恒彦(弁)、福井秀剛 (弁)及び被告人 被告:国	H21.8.12 H27.4.22 (最判)	訴提起(請求額:120万円) 原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、藏冨:6万 6000円、福井:51万7000 円、被告人:86万9000円認 容)	死刑判決を受けた被告人につき、弁護人が控訴申立てをしていたが、被告人がこれを取下げたので、取下げの効力を争い期日指定の申立てをして接見を申し込んだが、立会人付きの接見しか認めなかった。
大阪府	原告:宮下泰彦(弁)及び被告人	H24.7.10	<u></u> 訴提起(請求額:3300万	 強盗否認事件の審理中、期日間整理手続が終了
	被告:国	H28.10.27 (最判)	円) 原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、各原告に55 万円認容)	し、共犯者とされる証人尋問直前に、大阪地方検察庁の検察官が、大阪地方裁判所令状部に対し、大阪拘置所内の被告人居室等に対する捜索差押許可状の発付を求め、裁判所がこれに対して令状を発付したことを受けて、検察事務官をして上記被告人居室等に対し捜索差押えを行わせ、結果審理中の事件に関する弁護人宛ての手紙や弁護人が差し入れた尋問事項メモなどを押収したという事案である。
千葉県	原告:南川学(弁)及び岩永愛 (弁)	H25.5.9	訴提起(請求額:330万円)	検察官が、弁護人の知らないうちに、被告人に要 求して、被告人が所持していた文書を任意提出さ
	被告: 国	H28.7.14 (東京高判)	原告勝訴確定(原判決を 変更、各原告に33万円認 容)	せたが、この中に、被告人作成にかかる日記(この中には、弁護人とのやり取りに関する記述が含まれていた。)、被告人が弁護人に宛てて書いた手紙の下書きが含まれていた。
岡山県	原告:杉山雄一(弁)、濱田弘 (弁)及び三浦巧(弁) 被告:国	H25.6.21	訴提起(請求額:360万円)	広島拘置所に拘置されている確定死刑囚の再審 請求弁護人である原告らが、再審請求の打合せ を行うため無立会接見を求めたところ、拘置所長 によって二度にわたって拒否され、秘密交通権が
		H29.3.18 (広島高判)	原告勝訴確定(原判決を 変更、各原告に6万円認 容)	侵害された。
宮崎県	原告:黒原智宏(弁)及び畝原孝 明(弁)	H27.2.9	訴提起(請求額:200万円)	刑事弁護人である原告らが、担当する刑事事件の被告人との接見内容を、当該被告人の妻に報
	被告:国	H29.1.20 (宮崎地判)	原告勝訴確定(各原告に 20万円認容)	告したメールを、担当検察官が同人に示して聴取を行い、それに基づいて検察官面前調書を作成し、当該刑事事件の公判において、同メールを証拠化した捜査報告書と共に証拠調べ請求したことが、秘密交通権の侵害に当たるとして国家賠償を請求した事案。
広島県	原告:足立修一(弁) 被告:国	2015 (H27).7.23	訴提起(請求額144万円)	原告が、弁護人として公判前整理手続中に検察官請 求証拠として開示を受けた録音データ(捜査機関が
		2019 (H31).3.28 (広島高判)	原告勝訴確定(原判決を変 更、22万円認容)	通信傍受していたもの)が保存されたDVDを、拘置 所内の弁護人接見室内で原告が所持するノートパソ コンでDVDを再生したうえで、録音データ内にある氏 名不詳者の声色や声の特徴等を確かめるべく被告 人に録音内容の確認を求めて弁護人として接見して いたところ、拘置所職員によりノートパソコンの使用は 認めていないとの理由で接見を中止させられ、弁護 人の接見交通権を侵害されたとして国家賠償を請求 したもの。
東京都	原告:井上侑(弁)及び元被疑 者1人	2016 (H28).6.16	訴提起(請求額:120万4,963 円)	弁護人に宛てて出した手紙の一部を、証拠隠滅・逃 亡のおそれと関係ないにもかかわらず警察署職員が
初	被告∶東京都	10.10	原告勝訴確定(控訴棄却、 井上:2万4,208円、元被疑 者:2万2,000円認容)	無断で黒塗りしたことは、接見交通権の侵害として、被疑者と共に提訴。
	原告:松本邦剛(弁) 被告:国	2017 (H29).7.5	訴提起(請求額:42万5,300 円)	国選弁護人たる原告が、アクリル板のない勾留質問 室での秘密接見を裁判所から認められていたにもか
		2018 (H30).11.26 (鳥取地判)	原告勝訴確定(11万4,000円 認容)	かわらず、刑務所職員が接見時の立会いを求め、その求めを原告が拒否したところ、原告と被告人Aとの接見を許さずに拘置所に連れて帰ったという事案。
東京都	原告:山下幸夫(弁)及び死刑 確定囚1名 被告:国		万円、死刑確定囚に352万 円)	再審請求、処遇国賠訴訟の打合せのために確定死 刑囚との秘密面会やパソコンの使用等を求めたが、 拘置所から何れも拒否されたことに対して国家賠償 請求をした事案。
		2019 (H31).2.26 (最判)	原告勝訴確定(上告棄却、 上告不受理、山下:10万円、 死刑確定囚:13万2,000円認 容)	旧れたとしたず木。

事案発生都道府県	当事者(原被告等)	提訴年月日 確定判決 年月日	訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
東京都	原告:吉田秀康(弁)及び死刑 確定囚1名 被告:国	27 2019(R1).9.2 5	訴提起(請求額:1,320万円) 原告勝訴確定(上告棄却、上 告不受理、吉田:30万円、死 刑確定囚:13万2,000円認 容)	行政訴訟法上の仮の差止め決定(仮に、本案の差止訴訟の第1審判決の言渡しまでの間、再審請求の打合せ目的での吉田弁護士と死刑確定囚との面会には立会人を付してはならい旨)を得ていた吉田弁護士が、再審請求の打合せ目的で死刑確定者Kと、立会いを付さない面会を求めたところ、東京拘置所長は仮の差止め決定の拘束力があるにもかかわらず、立会いを付した面会しか認めなかった違法に対して、慰謝料の請求をした事案。
愛知県	原告:古田宜行(弁) 被告:国	29 2022(R4).2.1	訴提起(請求額:210万円) 原告勝訴確定(控訴棄却、 20万円認容)	留置担当官が、①複数回にわたり、原告が表紙に「弁護人の接見用」と記入して被疑者に差し入れたノートの中身を確認し、②被疑者が取調べの内容を同ノートに英語でメモすることを禁止し、③同ノート中の英語による記載部分を破棄させ、又は日本語のローマ字表記に転記させた上で英語による記載部分を黒塗りさせたことにより、原告の秘密交通権、接見交通権又は弁護権が侵害された事案。
東京都	原告:櫻井光政(弁) 被告:国	26 2021(R3).6.1	訴提起(請求額:200万円) 原告勝訴確定(控訴棄却、 附帯控訴棄却、10万円認 容)	原告が、東京地方検察庁特別捜査部において任意で取り調べを受けていた被疑者について、その妻の依頼により被疑者の弁護人となろうとする者として被疑者との面会を求めたところ、対応した検察官が、上記依頼につき確認が出来ないとして、被疑者に対し、原告の来訪を伝えず、原告と被疑者との面会を実現するための措置を執らなかったことが違法であるとして損害賠償を請求した事案。
神奈川県	原告:生江富広(弁) 被告:神奈川県	2	訴提起(請求額:350万円) 原告勝訴確定(25万円容 認)	留置場に勾留中の被疑者に差し入れていた被疑者 ノートに関し、留置係が、①原告が被疑者に差し入れ た被疑者ノートの中を複数回確認し、②被疑者が同 ノートに記載した事項を黒塗りするよう求め、被疑者 をして黒塗りさせ、③原告が、同ノートを宅下げし、新 しい被疑者ノートを差し入れた際、被疑者ノートに取り 調べのこと以外を記載しないよう指示したことにより、 原告の秘密交通権、接見交通権及び弁護権が侵害 された事案。